

川南町水道事業応急給水計画

令和8年8月
川南町上下水道課

1 目的

この計画は、地震災害等により水道施設に重大な被害を受け、断水あるいは汚染等により住民が飲料水を確保することが困難になった場合、最小限度必要な量の飲料水を供給するとともに、災害を受けた水道施設の応急復旧を速やかに行い、本町の生活用水を確保することを目的とする。

2 応急給水対策

(1) 給水対策

災害が発生し、水道施設の破損等により、飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。また、被災者が飲料水等を得ることができない場合も同様とする。

(2) 被災後の応急措置の内容

- ① 送水、配水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ② 給水車等の応急給水方法及び人員の確保
- ③ 利用者への損害状況、注意事項等の広報

3 需要の把握

応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。

4 応急給水の準備

(1) 住民への周知

- ① 応急給水にあつては、広報車の巡回、防災行政無線等により住民に周知する。
- ② 広報内容
 - ア 給水場所、給水時間及び応急給水方法
 - イ 水道施設の復旧見込み及び被害状況
 - ウ その他必要事項

(2) 応急給水拠点の設定

応急給水拠点はあらかじめ公共施設等に設定する。

5 応急給水の方法

(1) 応急給水目標水量

応急給水量は、次の水量を目標に設定する。

段階	災害発生からの日数	目標水量
①	3日まで	3ℓ／人・日
②	10日	20ℓ／人・日
③	21日	100ℓ／人・日
④	28日	250ℓ／人・日
⑤	29日以降	通常通水

(2) 応急給水方法

- ① 応急給水の方法は、「仮設給水栓給水」とする。
- ② 「仮設給水栓給水」は、給水拠点に給水タンクを設置し給水を行う。
- ③ 浄水場浄水池を給水基地として車両により拠点に運搬する。
- ④ 利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。
- ⑤ 医療機関、福祉避難所等に対しては、優先して給水を行う。
- ⑥ 復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療関係等の断水に対しては、状況に応じて応急仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。

(3) 水質の安全対策

- ① 給水車等については、タンク内の清掃を行い飲料水の安全を図る。
- ② 仮設給水栓から給水する場合、色及び濁り並びに残留塩素等に関する検査を行い飲料水の安全を図る。

6 応援要請

応急給水及び復旧の両面において、現有の災害対応能力では水道機能の早期回復が望めないと判断した場合は、「宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定」を締結する構成市町村をはじめ、その他関係する災害相互協定等に基づく応援への協力要請を適宜実施しながら、資機材及び人員の確保を図る。

加えて、大規模災害においては、自衛隊等にも協力要請を行う。

7 給水拠点

地区	No.	施設名	所在地
中央・西	1	農村環境改善センター	大字川南 1 3 6 7 9 - 2
	2	唐瀬原中学校体育館	大字川南 1 9 6 6 4 - 1
山本	3	山本小学校体育館	大字川南 1 7 7 4 1 - 1
東	4	東小学校体育館	大字川南 2 1 9 0 9 - 1
通山	5	国光原中学校体育館	大字川南 2 3 5 6 6 - 1
多賀	6	多賀小学校体育館	大字川南 1 5 1 1 3 - 2

8 給水基地

No.	施設名	所在地
1	第 1 浄水場（鵜戸ノ本）	大字川南 1 4 4 9 - 1
2	第 2 浄水場（西ノ別府）	大字川南 6 5 2